

令和5年第2回厚木市議会第5回会議提出案件一覧表

議員提出議案第2号 広報広聴特別委員会の設置について

議員提出議案第3号 中心市街地活性化特別委員会の設置について

議員提出議案第2号

広報広聴特別委員会の設置について

厚木市議会会議規則第13条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和5年8月8日提出

提出者	厚木市議会議員	神子	雅人
賛成者	同	石井	芳隆
	同	川口	仁
	同	名切	文梨
	同	渡辺	貞雄
	同	高橋	知己
	同	岩崎	一弥
	同	高田	浩
	同	栗山	香代子
	同	津森	英里花

提案理由

議会の広報広聴活動の推進のため、厚木市議会委員会条例第6条の規定により、本議会に特別委員会を設置する。

広報広聴特別委員会の設置について

- 1 名 称 広報広聴特別委員会
- 2 付 議 事 件 議会の広報広聴活動の推進のための調査研究
- 3 委員会の定数 9人
- 4 調査研究期限 調査研究が終了するまでとする。

議員提出議案第3号

中心市街地活性化特別委員会の設置について

厚木市議会会議規則第13条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和5年8月8日提出

提出者	厚木市議会議員	神子	雅人
賛成者	同	石井	芳隆
	同	川口	仁
	同	名切	文梨
	同	渡辺	貞雄
	同	高橋	知己
	同	岩崎	一弥
	同	高田	浩
	同	栗山	香代子
	同	津森	英里花

提案理由

中心市街地における諸課題等について、総合的な調査研究を行うため、厚木市議会委員会条例第6条の規定により、本議会に特別委員会を設置する。

中心市街地活性化特別委員会の設置について

- 1 名 称 中心市街地活性化特別委員会
- 2 付 議 事 件 中心市街地におけるまちづくりに関する調査研究
- 3 委員会の定数 9人
- 4 権限の委任 付議事件に関する事項の調査研究のため必要があるときは、地方自治法第98条により、検閲、検査等の権限を本委員会に委任する。
- 5 調査研究期限 設置の目的が達成されたときまでとする。